

令和5年度監査計画

沖縄県北部医療組合監査委員監査基準第7条第1項の規定により、次のとおり監査計画を定める。

1 監査等の種類、対象、時期

(1) 財務監査

対象： 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況

時期： 例月出納検査に併せて行う

(2) 行政監査

対象： 事務の執行状況

時期： 監査が必要であると認めたとき

(3) 例月出納検査

対象： 会計管理者の現金の出納事務の状況

時期： 毎月22日（ただし、その日が休日に当たるとき、その他やむを得ない事由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。）

2 実施体制

監査委員2名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。